

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	情報政策課
委 託 業 務 名	事務用端末（Surface Pro 7+）修繕作業
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 4 号
概 要	事務用端末 11 台の修繕 修繕後、正常に作動することの確認
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 23 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
契 約 年 月 日	令和 8 年 1 月 23 日
契 約 金 額	1, 452, 000 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市中央四丁目 5 番 33 号 〔名 称〕 富士電機 IT ソリューション株式会社 滋賀営業所
契約相手方の 選 定 理 由	当該業者は、「令和 3 年度大津市事務用端末等一式の賃貸借（リース）」 契約にて当該物件を納品した事業者である。事務用端末（Surface Pro 7+）の製造業者である Microsoft 社においては、端末の修繕等には納品 業者を通じてのみ各種受付を行っており、また当該物件はリース中の物 件のため納品業者を通じてリース業者に修繕可否等についても確認す る必要があることから、今回の修繕業務に際して確実に対応することが できる唯一の事業者であるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品 の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いそ の他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見 込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。